芦屋大学附属幼稚園運営規定	記載根拠	
	運営基準 第 20 条	学教法 施行規則 第 4 条
（施設の目的及び運営方針） 第 1 条　本園の目的は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、幼児を教育・保育し、適当な環境を与えてその心身を健全に発展させ、善良な性情をかん養し、家庭教育を補う事を目的とする。芦屋大学附属幼稚園園則（平成 30 年 9 月 1 日制定。以下「園則」という。）第 3 条に定めるとおりとする。	第 1 号	―
2　本園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。		
（提供する教育の内容） 第 2 条　本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、園則第 3 章第 9 条に定める通りとする。 （預かり保育・インクルーシブ事業について） 1 預かり保育について 保育後、長期休業中に預かり保育を行います。 毎日の預かり保育が必要な場合月極預かり保育の利用が可能です。 ※詳細は別紙預かり保育要項、日程は別紙行事予定表に記載。 2 インクルーシブ教育・保育について 個別に配慮が必要な子どもを、集団での教育・保育（「インクルーシブ教育・保育」という。）を行います。子どもの国籍、障がいの有無にかかわらず様々な背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れることにより全ての子どもの発達を促進するとともに、いっしょに成長できるような保育を行い包摂的かつ公正な質の高教育・保育を提供する。	第 2 号	第 3 号

（職員の職種、員数及び職務の内容） 第３条　本園に置く教職員組織、職務の内容、員数は以下の通りとする。 （1）園長　１人 園長は、園務をつかさどり、幼稚園教育の管理、教職員の管理及び業務の管理を行う。 （2）副園長　１人 副園長は、園長を補佐し命を受けて教育・保育・園務をつかさどる。 （3）教諭　５人以上 配置基準以上配置（保育時間各クラス２名配置） 教諭は、園長の命を受け、園児の教育・保育に従事する。 （4）事務職員　２人以上 事務職員は園長の命を受けて、園務事務に従事する。 2　前項に規定する職員のほか、必要に応じて教育顧問、主任、事務長その他の職員を置くことができる。 3　前２項に規定する職員（園長を除く。）の職務はそれぞれ次の通りとする。 （１）　教育顧問は園長の相談役としておく。 （２）　主任は、副園長を補佐し教育・保育・指導をつかさどる。 （３）　事務長は、園長の命を受け、事務をつかさどり、幼稚園事務について統括し調整する。 ※本年度の園児数・教職員数については別紙参照。	第３号	第５号
（教育を行う日及び時間帯） 第４条　本園の教育を行う日及び時間等は、園則第２章第６条から第８条に定める通りとする。	第４号	第１号 第３号

<table>
<tr>
<td>（保育料等）
第 5 条　本園においては、「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 25 号）第 13 条第 3 項により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収することとし、その金額等は、園則第 5 章第 18 条及び第 19 条に定める通りとする。

<table>
<tr><td>費目</td><td>理由</td></tr>
<tr><td>教育・保育環境充実費
入園時 1 回：90,000 円</td><td>教員配置の充実、保育環境の質の向上の為</td></tr>
<tr><td>教育活動費
月額：13,500 円</td><td>本園独自の教育に係る費用の為（講師料等含）</td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5 号</td>
<td>第 7 号</td>
</tr>
<tr>
<td>2　本園においては、「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 25 号）第 13 条第 4 項により、次のとおり徴収する。
実費の為、納入価格の変動等により変更の場合有。その場合は事前に通知する。
（1）給食費　　1 食 500 円
牛乳代　　1 本 130 円（満 3 歳児のみ 1 本　70 円）
おやつ代　　1 回 100 円（満 3 歳児のみ）
（2） バス維持費　月額 3,800 円
（3） 教材費　　月額 1,200 円
（4） 制服及び個人持ち保育用品
制服一式、制定リュック、制定靴袋、体操服
敷地内芦屋学園中学高等学校購買部にて取り扱い。
※品目、値段等別紙参照
のり、はさみ等園児個人持ち保育用品
幼稚園にて取り扱い。
※品目、値段等別紙参照
（5） 月極絵本　　年齢毎に毎月絵本購入
幼稚園取り扱い。
※品目、値段等別紙参照
（6）その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものにつき、園長が定める金額とする。</td>
<td></td>
<td>第 7 号</td>
</tr>
</table>

3　預かり保育料 （1） 通常　保育後　1 時間 400 円（30 分 200 円） 15 時を超えた場合おやつ代　1 食 100 円 （2） 早朝預かり保育について 07：45～08：00　400 円 08：00～08：30　400 円 （3） 延長預かり保育について 17：30～18：00　400 円 18：00～18：15　400 円 やむを得ない事情がある場合のみ、18：15 迄お預かりいたします。 （4）月極預かり保育料 保護者の就労等毎日預かり保育を利用する園児が月極預かり保育登録をした場合、定められた保育実施全日数時間分の徴収となるが、預かり保育料金より毎月 2 割引とする。但し、幼稚園を早退、欠席した場合や預かり保育のみを欠席する場合でも利用日数に含み、利用料金を徴収する。尚、お迎え時間が設定時間より 10 分以上遅れた際は延長料金（1 日利用料金に準ずる。）が発生します。 尚、月極預かり保育は通常保育期間のみ実施となり、長期休みについては別途申込が必要となります。		
（子どもの区分ごとの利用定員） 第 6 条　本園の子ども・子育て支援法第 3 1 条第 1 項の利用定員は、次のとおりとする。 （1） 教育標準時間の認定を受けた園児　170 人 内訳は以下の通りとする。 3 歳児（満 3 歳児）50 人、4 歳児 60 人、5 歳児 60 人	第 6 号	第 5 号
（利用の開始及び終了に関する事項等） 第 7 条　本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条に定めるとおりとする。	第 7 号	第 6 号

2　本園を利用の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。 （1） 子ども・子育て支援法第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。 （2） 利用園児の保護者から本園の利用に係る取消しの申し出があったとき。 （3） その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。 （4） 特定負担額及び実費負担等を 3 ヶ月以上滞納した場合。		
3　利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 25 号）第 6 条第 2 項により、本園の教育理念に基づき選考を行います。		―
4　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。		
5　本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 25 号）第 7 条により、できる限り協力する。		
（緊急時における対応方法及び非常災害対策） 第 8 条　本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。	第 8 号 第 9 号	
6　本園は、学校保健安全法及び「芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 25 号）第 20 条第 10 号、第 32 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。		

（虐待の防止のための措置に関する事項） 第９条　本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。		―

施行日：この規定は令和元年４月１日から施行する。
改正日：この規定は令和４年４月１日から施行する。
改正日：この規定は令和６年９月１日から施行する。
改正日：この規定は令和７年４月１日から施行する。
改正日：この規定は令和７年５月１日から施行する。
改正日：この規定は令和８年４月１日から施行する。

芦屋大学附属幼稚園制定品価格表

令和8年度

品　目			価　格
制　服　（冬）		男子ジャケット	¥12,810
		男子半ズボン	¥8,100
		女子ボレロ	¥9,740
		女子ジャンパースカート	¥12,300
		長袖ブラウス	¥5,330
		ベレー帽	¥4,460
制　服　（夏）		男子半ズボン	¥8,100
		女子ジャンパースカート	¥12,300
		半袖ブラウス	¥5,330
		スカラ帽	¥4,460
体操用	冬	トレーナー	¥4,050
		ロングパンツ	¥4,410
	夏	半袖Tシャツ	¥2,870
		クオーターパンツ	¥2,980
スモック			¥1,800
運動靴		男　子・女　子	¥3,700
リュックサック			¥3,870
シューズケース			¥2,930
上履きシューズ			¥2,770
制ハイソックス		男　子・女　子	¥470
制短ソックス		男　子・女　子	¥450

令和８年度保育用品及び月刊指定絵本価格表　（新入園児）

〈保育用品　　年長・年中・年少〉

	保育用品名	販売元	価格	○印記入			備考
				年長	年中	年少	
1	名札	チャイルド	160　円				入園式にお渡しいたします。
2	クラスカラー帽子	チャイルド	1,240　円				〃
3	おはようブック・L（おもちゃやさん）	チャイルド	430　円				〃
4	ジャンボシール（個人用）	チャイルド	320　円				幼稚園で保管いたします。
5	連絡ノート・64	チャイルド	240　円				
6	お便りケース（チャック）	チャイルド	330　円				
7	領収袋（チャック式オレンジ）	チャイルド	264　円				
8	防災クッション	チャイルド	2,800　円				
9	自由画帳	チャイルド	460　円				
10	おもいでホルダー	チャイルド	940　円				
11	クレパス16色幼児用(ソフトケース)	サクラ	990　円				
12	サインペン幼児用12色（水性）	サクラ	858　円				
13	えのぐあそびセット幼児用	サクラ	1,716　円				
14	筆洗いバケツ	チャイルド	470　円				
15	画筆幼児用（大）	サクラ	528　円				
16	粘土500ｇ（ホワイトねんど）	チャイルド	410　円				
17	粘土ケース	チャイルド	400　円				
18	粘土板（軟質）	チャイルド	590　円				
19	粘土ヘラ（プラ大）	チャイルド	280　円				
20	のり（ケース付き）	チャイルド	260　円				
21	グッとフィット‼幼児用はさみ	サクラ	528　円				
22	カスタネット	チャイルド	350　円				
23	氏名印（ひらがな）	中村企画	275　円				
合　計			円	【ご参考】		年長	14,839 円
				１～２３をすべて		年中	14,839 円
				ご購入の場合		年少	11,267 円

〈月刊指定絵本〉

＊月刊指定絵本は、保育の中で教材として使用いたします。
＊月刊指定絵本代金は令和8年度学費・諸費に含め、ご指定口座より引落としとなります。

	絵本名　　（販売元）	単価	年間購読料	年間購読料合計
年長	（科学絵本）　かがくのとも　（福音館書店）	500円	6,000円	12,000円
	（物語絵本）　こどものとも　（こどものとも社）	500円	6,000円	
年中	（科学　絵本）　しぜん　（フレーベル社）	550円	6,600円	12,600円
	（物語絵本）　こどものとも年中（こどものとも社）	500円	6,000円	
年少	（科学絵本）　ビッグサイエンス　（チャイルド社）	500円	6,000円	12,000円
	（物語絵本）　こどものとも年少版（こどものとも社）	500円	6,000円	
満3歳	（物語絵本）えほんのいりぐち（こどものとも社）	500円	6,000円	6,000円

〈保育用品　満3歳〉

	保育用品名	販売元	価格	備考
1	名札	チャイルド	160　円	初登園日にお渡しいたします。
2	乳幼児用ニットカラー帽子	チャイルド	1,180　円	〃
3	おはようブック・L（おもちゃやさん）	チャイルド	430　円	〃
4	ジャンボシール（個人用）	チャイルド	320　円	幼稚園で保管いたします。
5	連絡ノート・64	チャイルド	240　円	
6	お便りケース（チャック）	チャイルド	330　円	
7	領収袋（チャック式オレンジ）	チャイルド	264　円	
8	防災クッション	チャイルド	2,800　円	
9	氏名印（ひらがな）	中村企画	275　円	
合　計			5,999　円	【ご参考】 １～9をすべて ご購入の場合　5,999円

※進級の方は今の乳幼児用連絡ノートがなくなり次第随時変更となります。